(2)　成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等)。

5　「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を都道府県知事又は広島・長崎市長に委任した場合には記載しないでください。

6　「国債の償還金の希望支払場所」の欄には、最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く。)又は日本銀行の本店、支店又は代理店若しくは国債代理店のうちから、一カ所希望する局又は店名を記入してください。

なお、希望する店舗が日本銀行の代理店又は国債代理店であるかどうか、確認の上記入してください。